

# 令和2年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和2年10月29日  
静岡市人事委員会

《給与勧告のポイント》

## ○期末手当・勤勉手当（ボーナス）引下げ

- 期末・勤勉手当（ボーナス）を0.05月分引下げ
- 月例給・勤務時間その他の勤務条件などについては、別途必要な報告・勧告を予定

### 1 職員給与と民間給与の比較

(1) 特別給（ボーナス） 民間従業員の昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績（支給割合）を調査し、職員の年間支給月数と比較する。

民間支給月数	職員支給月数	支給月数の差
4.46月	4.50月	△0.04月

### 2 公民の給与較差に基づく給与改定等

(1) 改定事項

ア 諸手当

期末手当・勤勉手当：支給月数を0.05月分引き下げ、期末手当から差し引く。  
(年間支給月数 4.50月→4.45月)

(2) 改定の実施時期等

条例の公布の日からとする。

### 3 その他

勤務時間その他の勤務条件などは、月例給の調査結果とともに、必要な報告・勧告を予定

## 《参考》

### 【職種別民間給与実態調査の実施状況】

本年の職種別民間給与実態調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、実地によらない方法により特別給等に関する調査を先行し、実地調査が基本となる月例給に関する調査については、調査員に感染予防対策を徹底した上で実施した。また、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

### 【過去の給与勧告の実施状況】

	期末・勤勉手当	
	年間支給月数	対前年比増減
平成 22 年	3.95 月	△0.20 月
平成 23 年	3.95 月	—
平成 24 年	3.95 月	—
平成 25 年	3.95 月	—
平成 26 年	4.10 月	0.15 月
平成 27 年	4.20 月	0.10 月
平成 28 年	4.30 月	0.10 月
平成 29 年	4.40 月	0.10 月
平成 30 年	4.45 月	0.05 月
令和元年	4.50 月	0.05 月
令和 2 年	4.45 月	△0.05 月

### 【勧告どおり給与改定が実施された場合の影響額（試算）】

約 1.4 億円（水道、下水道、病院を除く。）